

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 5 (25. 2. 5)	議 会	<p>政務活動費に関する条例について</p> <p>▶陳情の理由</p> <p>1 地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正</p> <p>(1) 私達は、これまで、議員に交付される政務調査費が、議員の第二の給与のような使われ方がされていないと言い切れないことから、支出の透明化を求めるとともに、使途をチェックし、政務調査費の使途の健全化を求めてきた。</p> <p>全国各地でも、政務調査費の使途を問題とする住民訴訟が提起され、その件数は 70 件を超えている。そのうち 51 件の判決で支出の一部が違法と認定されている。</p> <p>鳥取県においても、その実態は、市民オンブズ鳥取が 2006 年 5 月 15 日、2008 年 10 月 2 日、2009 年 10 月 15 日、2011 年 4 月 26 日に行なった監査請求等で明らかにしているところであり、2011 年 4 月 26 日に行った監査請求の結果、政務調査費 370,372 円が返還され、県外政務調査活動の交通費について実費を原則とする取扱いとするよう同年 9 月 26 日に政務調査費議員必携（ガイドライン）が改正された。</p> <p>(2) 一方、2012 年 8 月に改正された地方自治法第 100 条第 14 項は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について「その他の活動」の 6 文字を付加した。</p> <p>そして、全国都道府県議会議長会は、上記の地方自治法第 100 条の一部改正に伴い、2012 年 11 月 9 日に、「〇〇（都道府）県政務活動費の交付に関する条例（例）（平成 24 年 11 月 2 日役員会決定）」（以下「条例（案）」という。）を各都道府県議会に示した。</p> <p>(3) 条例（案）は政務活動費の無限定な支出を誘発するおそれがあるといわざるを得ない。そこで、貴議会では条例改正にあたって、支出が無限定とならないために、支出に限定を設けて、許容されるものと許容されないものを明示すること</p>	<p>市民オンブズ鳥取 代表 高橋 敬 幸 (米子市東町 410 番地)</p>

		<p>および、支出の透明性を実現する条項を定める内容の条例改正を求める。</p> <p>(4) 市民オンブズ鳥取は、貴議会に対し、2012年9月20日付で「市民オンブズ鳥取は各地のオンブズと共に改正法国会成立に強く抗議したところであるが、貴鳥取県知事、鳥取県議会におかれては、今後、この改正法を安易に受け入れて、『その他の活動に資するため』を鳥取県条例に入れ込んだりすることがないようにされたい。」と申入れをし、更に同年12月6日に、追加して申入れを行った。</p> <p>内容は2012年12月6日付申入れと重複するが、委員会に付託されたく、本陳情を行う。</p> <p>2 陳情の趣旨1項について</p> <p>(1) 法改正に伴い、条例がどのように制定・改正されるのかについて、我々はもとより、県民や各マスコミも、その動向を注視している。本改正に安易に便乗し、政務調査費の使途を調査活動外に拡大するような改正は、もとより戒めなければならない。</p> <p>(2) そもそも、政務調査費の名称が政務活動費に変更されたが、これは議員の調査権限を規定されるものである以上、議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではない。</p> <p>また、同様に、改正法が「その他の活動」を加えた趣旨も、調査活動に関連しない行為への支出を許すというものでもない。議員が行う活動が会派・議員の調査活動に属することを前提として、それ以外の活動に資するものにも費用を支出する余地を認めるという趣旨であり、これまで裁判所が許さなかったものに対してまで支出を許すような改正ではないというものである。</p> <p>(3) かかる観点からみると、今回、条例(案)の第2条ならびに別表1・2では、多くの自治体が政務調査費の支出を許容してきた「調査研究、研修、各種会議への参加、広報」以外に、調査活動からはみ出るおそれがある「広聴、要請陳情、住民相談」が加えられている点は問題である。これらはこれまでの政務調査費条例では明示されておらず、使途が認めら</p>	
--	--	---	--

		<p>れてこなかったものであり、地方自治法第 100 条の趣旨を勘案すれば基本的には議員・会派の調査研究の範疇に入るものではない。</p> <p>(4) したがって、条例（案）がこれを定めていることは法の拡大解釈と言わざるを得ないが、少なくとも無限定に用途を認めるものではなく、議員・会派の調査活動に密接に関連するもののみ、費用を支出する余地が認められるべきであり、これが条文上明白に理解できるよう、支出目的に限定を設けることが必要である。</p> <p>(5) よって、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあっては、陳情の趣旨 1 項の通り、「議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定し、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な用途基準を定められること」を陳情する。</p> <p>3 陳情の趣旨 2 項について</p> <p>(1) 改正法において重視すべきは、第 100 条第 16 項である。同項は、支出の透明性を述べている。</p> <p>改正法があえて第 100 条第 16 項に透明性を求める条項を入れたのは、改正によって調査活動とは無縁の支出を助長することを警戒し、これを住民の目で監視することで、違法・不当な支出を防止するとともに、会派・議員の説明責任を尽くさせようとした点にある。</p> <p>すなわち、領収書の開示程度に止まる多くの議会の運営が不十分であることを前提として、会派や議員において作成しているはずの出納簿等や視察報告書などの記録を透明化することを命じていることは明らかである。</p> <p>(2) したがって、全国的にこれまでに条例化されてこなかった会計帳簿（〇〇（都道府）県政務活動費の交付に関する規程（例）第 6 条で調整すると記載があるもの）や、会派・議員の活動実態をより透明化する活動報告書・視察報告書の作成を条例で会派、議員に義務付け、議長に提出することを明記することが法の趣旨に適する。</p> <p>この点、鳥取県においては、市民オンブズ鳥取が、毎年、住民監査請求を行った上で申入れを行う等してきたことによ</p>	
--	--	---	--

り、政務調査費議員必携（ガイドライン）は、収支報告書、出納簿、領収書、政務調査活動報告書、自動車使用記録簿の提出をするよう定めており、鳥取県は、全国と比すれば一歩進んでいるようにも見える。

しかしながら、2011年9月26日に改正された政務調査費議員必携（ガイドライン）においても「鳥取県議会議員の中には、独自に按分率を決めているにもかかわらず、その按分率の根拠については、明示・説明がない議員がおり、これでは説明責任を果たしていない」等の問題があり、市民オンブズ鳥取は、改正された政務調査費議員必携（ガイドライン）の問題点について、2011年12月2日に、貴議会に対し、「意見書」を提出している。

また、2012年7月4日に、市民オンブズ鳥取が政務調査費の出納簿、報告書、政務調査費補助員に関する資料等の公文書公開請求をしたところ、貴議会は、「政務調査費補助員の住所、給与の額等」、「支出、購入先事業者名」を非開示とし、市民オンブズ鳥取は、これに対し、2012年9月11日に異議申立てを行なった。

2012年11月30日、この異議申立ての諮問に対し、鳥取県議会情報公開審査会は、「支出、購入先事業者名」について、「公費である政務調査費の支出、購入には、『政治活動に支障を及ぼすおそれ』が介入する余地は少なく、あっても極めて限定的に適用されるべきである。」とし、支出、購入の相手方が個人の場合で、情報公開条例第8条第2号の個人情報に該当するものを除き開示すべきと答申し、2012年12月11日に、貴議会は、同答申に沿うように原処分を変更する決定を行っている。

また、「政務調査費補助員の住所、給与の額等」については、個人情報であることを理由に「非開示は妥当」としたものの、「本件の政務調査費補助員への支出に係る書類は、鳥取県政務調査費交付条例第6条第2項の規定により議会議務局長に提出しているものであるが、実際に提出された書類の中には1か月の給料額の支払一覧だけの添付にとどまるなど勤務実態の具体性に乏しいものもあり、勤務実態を裏付ける

ものには至っていない。」と答申した。

更に、鳥取県議会情報公開審査会は、同答申において、「現在は政務調査費補助員に係る証拠書類は、勤務実態を裏付けるものとしては不十分であり、また、政務調査費の原資が税金であることから、雇用実態が正確に反映される観点で、議員が報告すべき証拠書類を統一した様式にするなど改善・工夫すべきである。」と附帯意見を述べている。

また、2012年11月28日、県監査委員（岡本康宏代表監査委員）は貴議会議長に対し、政務調査費の使途の明確のため、政務調査費議員必携（ガイドライン）を見直すよう申入れを行っている。

これは、定期監査での指摘事項ではなかったが、補助員の人件費では、親族と思われる者を雇用したり、県議の関係企業から職員派遣や出向が行われたりしているとし、「県民の理解が得られにくい」とした。また、補助員の勤務実態が不明確だとし、賃金台帳や勤務簿などの提出も義務付けるよう検討を求めた。事務所の維持修繕費についても賃貸事務所の修繕費に使った例があったとし、維持修繕費を政務調査費に充当する場合の基準を検討する必要があるとした。

これらの透明化を義務付けることは、鳥取県議会にとって、とりわけ重要な課題といえる。

(3) なお、議会に提出される都道府県議会の政務調査費の領収書の写しは数万枚にも及び、県民が複写を取るだけでも莫大な費用がかかり、透明性に欠けているのが現状である。

市民オンブズ鳥取においても、毎年、政務調査費の使途の分析のために、政務調査費に関する公文書公開請求をしてきたが、毎年、数千円から数万円の開示費用を支払って入手してきた。

逆に愛知県議会では、議会事務局で2万枚を超える全領収書をPDF化し、CD-R 3枚 210円にて開示請求に対応している。函館市議会では、全領収書だけでなく、収支報告書・会計帳簿・支出伝票・領収書・出張報告書などすべて、市議会公式webに掲載し、透明化を図っている。

貴議会に対して、上記の県、市のようにするなど、その改

		<p>善を求める。</p> <p>(4) よって、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあつては、陳情の趣旨 2 項の通り、「透明性を確保する方策を条例に明記すること。」を陳情する。</p> <p>4 陳情の趣旨 3 項について</p> <p>(1) 今回の地方自治法の改正目的は、「議員活動の活性化を図るためにこれを行なうものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判をまねくことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上を図られるよう、特段の配慮を行なうこと」と法改正の趣旨が述べられている。</p> <p>(2) これを実現するためには、現行の野放図な運用の実態にかんがみ、当事者である議会でのみ検討することでは実現されない。</p> <p>よって、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあつては、議会でのみ検討するのではなく、陳情の趣旨 3 項の通り、「議会選出委員・学識経験者・公募による住民の代表による政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で『喧々諤々、議論をして』（衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明）透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案を完成させること、広く県民の理解を求めるため、パブリックコメントを行うこと」を陳情する。</p> <p>▶陳情の趣旨</p> <p>地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあたって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定し、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な使途基準を定めること 2 透明性を確保する方策を条例に明記すること 3 議会選出委員・学識経験者・公募による住民の代表による政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で「侃々諤々、議 	
--	--	---	--

		<p>論をして」(衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明) 透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案 を完成させること 広く県民の理解を求めるため、パブリックコメントを行う こと を求める。</p>	
--	--	--	--